

別表4 他の法令に基づく資格による受験資格及び試験の免除の範囲（一部）

免許職種	受験資格	免除の範囲		
		実技	関連学科	
			系基礎学科	専攻学科
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○
	昭和四十八年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者		○	○
	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○
	臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師の免許を有する者		○	○
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○
	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	□	□	□
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	○		
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第11の3に掲げる免除の範囲		

(注) ○印は、試験が免除される範囲。

□印は、試験科目の簿記の試験免除を示す。

この区分で受験資格を申請する場合は、合格を証する書面が必要です。